

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	①	「地域再生推進のためのプログラム」等の推進
関係府省	地域再生本部、関係府省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p>○平成 15 年 10 月、内閣に地域再生本部を設置。</p> <p>○平成 15 年 12 月、「地域再生推進のための基本指針」を決定。</p> <p>○平成 15 年 12 月 19 日から平成 16 年 1 月 15 日まで、地方公共団体、民間事業者等から地域再生構想の提案要望を募集。</p> <p>○平成 16 年 2 月 27 日に「地域再生推進のためのプログラム」を決定。</p>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p>○平成 16 年 1 月 15 日まで行った提案要望募集では、392 の提案主体から 673 の構想が出されるなど、地域の期待・関心が高まっている。(2 月 27 日の「地域再生推進のためのプログラム」では、地域限定で 23 件、全国措置で 118 件の支援措置が実現。)</p>		
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p>○地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用する地域の取組に対し、国は制度や施策の見直しなどにより全面的な支援を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現する。</p>		
<p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16 年度</b></p> <p>○平成 16 年 1 月まで行った地域からの提案要望募集で結論を得なかったもののうち、必要なものについて、引続き所要の検討を進める。</p> <p>○平成 16 年 5 月から地域再生計画認定申請の受付を開始し、6 月を目途に認定を行う予定。</p> <p>○地域再生のための具体的な支援措置の提案募集について、平成 16 年 6 月を目途に実施。提案を受けたものについては、関係府省等と調整を図った上、政府が講じる支援措置を決定。</p> <p>○地域再生に向けた各地の成功事例を公表するなど、積極的な PR に努め、地域の取組を活発化させる。(3 月以降 10 回程度地域再生タウンミーティングを開催等)</p> <p><u>《「地域再生推進のためのプログラム」に基づく取組み》</u></p> <p>権限移譲、行政サービスの民間開放、その他規制改革等の制度改革等や、施策の利便性の向上や施策の連携・集中に重点を置いて、地域の要望を踏まえ、その実現に向け検討。</p> <p>※一部措置済の事項も含め、今後の対応と合わせて全体を記載。</p> <p><b>(1) 地域主導による資源の有効活用</b></p> <p>補助対象施設の転用や地域主導による公物管理の実現、アウトソーシングの促進等、民間の知恵と工夫を活かしつつ公共施設の有効活用や行政サービスの民間開放等を図るとともに、遊休化した土地の利活用等、地域の資源を有効に活用することを通じ、新たな需要に結びつけていく。</p> <p><b>① 補助対象施設等の有効活用</b></p> <p><b>(ア) 補助対象施設の有効活用</b></p> <p>補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第 22 条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱う。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。なお、有償の譲渡・貸付の場合、公共施設以外への転用の場合及び補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限り)の場合には国庫納付を求めることができる等補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとする。</p> <p><b>(イ) 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除</b></p> <p>公共施設の転用に当たり、今般の地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、地方債の繰上償還を不要とする取扱いとする。</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	①	「地域再生推進のためのプログラム」等の推進
<p><u>(ウ)公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置</u>  他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替え等のリニューアル事業については、地域再生計画に位置づけられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、新たに地域活性化事業債の対象とする。</p> <p><u>②地域主導による公物管理の実現</u></p> <p><u>(ア)市町村主導による道路・河川の占用許可の実現</u>  国及び県が管理する道路・河川について、市町村主導による柔軟な占用許可を実現するため、以下の新たな施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占用における「市町村推奨ルール」の導入  国道・県道の道路占用許可申請の際に、地域再生等の観点から支援する路上イベント等に関し、市町村の意見が付されている場合については、市町村の意見を尊重して道路占用許可の判断を行う新たな仕組みを導入する。</li> <li>・河川占用における「包括占用制度活用ガイドライン」の策定等 <ul style="list-style-type: none"> <li>－地域の特性を踏まえつつ、市町村の主体的かつ計画的な河川敷地の利用を可能とする包括占用制度の活用の拡大を図るため、「包括占用制度活用ガイドライン」を作成する。</li> <li>－地域再生計画において、河川における包括占用、占用許可が含まれている場合には、河川占用許可手続を大幅にスピードアップする(標準処理期間3か月のところ、原則1か月で処理)。</li> </ul> </li> </ul> <p><u>(イ)公共空間の多様な利用ニーズへの対応</u>  オープンカフェやカーヌー、レガッタ大会等のイベント、街のにぎわい創出等地域再生に向けた公共空間の多様な活用、ニーズ、アイデアを実現することができるよう、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川におけるオープンカフェ等社会実験の全国拡大  河川敷地を利用してオープンカフェ等を設置する社会実験について、大阪の道頓堀川、広島の大田川等の都市再生プロジェクト区域への適用から、地域再生計画区域においても積極的に実施できるよう全国に拡大する。</li> <li>・「水辺の自由使用ガイドライン」の策定  カーヌーやレガッタ大会等河川敷地のイベント利用の促進のため、自由使用で河川敷地のイベント利用ができる工夫事例を含めた自由使用ガイドラインを作成し、これを広く全市町村に周知する。</li> <li>・道路空間の積極的活用を実現する地域活動円滑化のためのガイドラインの策定  より創意工夫を活かした道路占用許可が可能となるよう地域活動の円滑化のためのガイドラインを新たに作成する。</li> </ul> <p><u>③アウトソーシングの促進</u></p> <p><u>(ア)指定管理者制度の積極的活用</u>  地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点から、積極的に民間開放を行う。特に、河川、道路、公営住宅等の公共施設についても、指定管理者制度等も活用できる旨を新たに通知する。</p> <p><u>(イ)地方公務員の任期付採用の拡大及び任期付短時間勤務職員制度の創設</u>  地方公務員の多様な勤務形態の導入を図るため、任期付採用の拡大及び任期付の短時間勤務職員制度の創設等を行う。</p> <p><u>(ウ)電気工事士免状交付事務の民間委託</u>  電気工事士の免状交付事務のうち審査業務以外の事務については、個人情報等の厳格な管理等一定の要件を満たすことを条件とした上で、外部委託を可能とする。</p> <p><u>(エ)都市公園施設管理の民間開放促進</u>  都市公園施設の管理について民間事業者等の積極活用を可能とする(都市公園法の改正)。</p> <p><u>④PFI事業の積極的活用</u>  民間の事業機会を創出することによって経済の活性化を図るとともに、低廉かつ良質な公共サービスの提供を行うため、PFI事業の一層の推進を図る。特に、地域におけるPFI事業の積極的な活用を図るた</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	①	「地域再生推進のためのプログラム」等の推進
<p>め、関係府省は、社会体育施設、自然公園、社会福祉施設、卸売市場等の公共施設等の整備等について、補助金を伴うPFI事業により積極的に対応するとともに、BTO(Build-Transfer-Operate)方式のPFI事業に既に補助を実施している水道施設、下水汚泥有効利用施設等の公共施設等の整備等についても、補助金を伴うBOT(Build-Operate-Transfer)方式にも対応するよう積極的に検討を行う。</p>		
<p><b>⑤地域を活かす視点からの制度の改善等</b></p>		
<p><b>(ア)農地転用の許可申請手続の円滑化</b></p> <p>4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第252条の17の2の特例条例に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を発出し、周知する。</p>		
<p><b>(イ)開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供</b></p> <p>地方公共団体の地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう、市街化調整区域における開発許可例や条例の制定状況について調査し、情報提供を行い、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であることを通知及び全国担当者会議等の場で周知する。</p>		
<p><b>(ウ)まちづくりに関する市町村の権限の一体化</b></p> <p>「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律」において、市町村が、都道府県の同意を得て都市計画の決定、一定の県道等の事業を実施することができるなど、まちづくりに関する権限をできる限り一体化する。</p>		
<p><b>(エ)農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区への地区計画制度の導入</b></p> <p>市街化調整区域等において地域再生へ利活用できるよう、市街化調整区域等内の農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区においても、同法による実施計画との調和が図られれば、地区計画を定めることが可能であることを、都市計画運用指針を改訂し、周知する。</p>		
<p><b>(オ)工場立地法の地域準則に関する権限移譲</b></p> <p>現行工場立地法上、政令指定都市に限られている、自ら緑地面積率の設定を行うことのできる都市を拡大する。</p>		
<p><b>(カ)産業用地への誘導業種の拡充</b></p> <p>特定の業種を誘導する目的で地域振興整備公団が造成・整備した産業業務施設用団地、中核工業団地、特定事業集積促進用団地について、地域再生に資する等、一定の場合について当初の目的以外の用地としても利用可能とする。</p>		
<p><b>(キ)中小小売商業高度化事業構想推進事業者(TMO)となれる者にNPO法人を追加</b></p> <p>関係機関の了解が得られることを前提として、中小小売商業高度化事業構想推進事業者(TMO)の主体としてNPO法人を加える政令改正を行う。</p>		
<p><b>(ク)土地区画整理事業区域内の土地の分筆登記の取扱いの明確化</b></p> <p>土地区画整理事業により仮換地指定を受けている従前地の分筆登記について、当該事業施行者が工事着手前に測量を実施し、現地を復元することができる図面(実測図)を作成し、保管している場合であって、これに基づいて作成された地積測量図を添付したときは、当該登記申請を受理するものとする。</p>		
<p><b>(2)地域の視点に立った雇用対策の推進</b></p> <p>地域における雇用失業情勢の改善の状況には地域差が見られるところであり、地域自ら創意工夫を活かした雇用対策の取組を地域の視点に立って総合的・積極的に支援する。</p>		
<p><b>①地域再生雇用支援ネットワーク事業の創設</b></p> <p>人材確保・育成、創業、人事・労務管理など、地域再生に取り組む市町村等が直面する雇用労働面の課題について、「情報・ノウハウ」、「支援・協力」、「助成措置の活用」の三本柱による総合的な支援を行う「地域再生雇用支援ネットワーク事業」を創設する。</p>		
<p><b>(ア)情報・ノウハウ</b></p> <p>・「ワンストップ相談窓口」の設置 市町村等からの相談にワンストップで対応するための窓口を都道府県労働局に設置する。</p> <p>・「雇用施策ハンドブック」の作成・配布</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
----	---	----------------

政策項目 ① 「地域再生推進のためのプログラム」等の推進

地域再生による雇用創造や地方行政事務のアウトソーシングに取り組む市町村等が利用可能な助成措置を有効に活用できるよう、当該助成措置の内容や好事例等を紹介する。

・「地域再生雇用支援連絡会議」の開催

地域再生に取り組む市町村等のニーズに対応したきめ細かな就職支援が行われるよう市町村等と経済団体、ハローワーク等による情報・意見交換を行う。

・無料職業紹介事業のノウハウの提供

市町村等が、地域の実情に応じ自ら無料職業紹介事業を実施する場合には、職業紹介事業者の団体による研修会の実施などにより、職業紹介のノウハウを提供する。

(イ)支援・協力

・無料職業紹介事業に対する支援・協力

市町村等が無料職業紹介事業を実施する場合には、要請に応じて、ハローワークの求人情報を電子媒体により提供する。

・市町村等と一体となった効果的な職業紹介・情報提供の実施

市町村等が希望し、ハローワークの設置状況等からみて、地域の労働力需給調整機能が高まると判断される場合には、ハローワークの職業紹介窓口の市町村等への設置を行う。

・地域再生のための就職支援の実施

地域の実情に合わせた就職支援を強化するため、ハローワーク等において、地域再生に取り組む市町村等のニーズに対応した就職支援を実施する。

(ウ)助成措置の活用

・地域雇用受皿事業特別奨励金による雇用機会の創出

高齢者ケアサービス、子育てサービス等の地域に密着したサービス事業(地域貢献事業)を行う法人(企業、NPO等)を新たに設立し、一定の雇入れを行った場合に、地域雇用受皿事業特別奨励金(新規創業経費及び雇入れに係る費用を支援)を活用することにより、地域における雇用機会の創出を推進する。

・地域雇用機会増大促進支援事業の実施可能な地域の追加

市町村、経済団体等地域の力を集結させ、いわゆる地域の総力を挙げた地域や産業の振興の取組に対する支援を行うことにより、雇用機会の増大を図ることを目的とする地域雇用機会増大促進支援事業を平成16年度から実施する。また、地域雇用機会増大促進支援事業が実施される地域(雇用機会増大促進地域)に加え、地域再生計画を認定された市町村の区域が、雇用機会増大促進地域と同様、求職者の総数に比し雇用機会が相当程度不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあるものと判断できる場合、地域雇用機会増大促進支援事業の実施可能な範囲として追加する。

・緊急地域雇用創出特別基金事業の要件の見直し

景気の回復が雇用機会の創出・拡大に確実に結びつくようにするため、緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業について、新たな事業類型を創設するなど、要件の見直しを行う。

・地域求職活動援助事業の実施方式の改善

国が地域の事業主団体等に委託して実施するミスマッチ解消事業である地域求職活動援助事業については、地域の自主性を活かした雇用創出を促進するため、平成16年度から都道府県の企画・立案による実施方式に改める。

②若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ)の整備

都道府県が、若年者が雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられる「若年者のためのワンストップサービスセンター」を設置する場合に、以下の支援を行う。

・企業説明会や高校生の保護者の就職に関する意識の啓発等の「若年地域連携事業」の委託

・都道府県の要請に応じ、ハローワークの併設の実施

・10カ所程度のモデル地域において、民間を積極的に活用して、カウンセリングから研修等までの一貫サービスを提供する事業の委託

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	①	「地域再生推進のためのプログラム」等の推進
<p><b>(3)地域再生の担い手育成等のためのノウハウ等の支援</b></p> <p>地域再生を効果的に実現していくためには、国が地域の要望を受け止めるだけではなく、地域の問題解決に向け、構想段階からフェイス・トゥ・フェイスで様々なノウハウ等を積極的に提供していくことが重要であり、地域の要望に応じ、下記の手法を導入し、又は検討する。これにより、具体の計画の推進に弾みをつけるとともに、地域における再生の担い手を育成する。</p> <p>①「<u>地域再生伝道師</u>」の導入 各都道府県において、市町村の地域再生計画の策定等についてのアドバイスを行うとともに、地域と国との情報の相互発信の拠点的役割を果たす「地域再生伝道師」を選定し、そのネットワーク化を図る。</p> <p>②<u>地域再生マネージャー制度</u>の導入 市町村の地域再生に係る取組にあたって、具体的・実務的ノウハウ等を有する企業又は人材等に係る情報を市町村に提供し、市町村が当該企業等を「地域再生マネージャー」として選定し地域再生に係る業務を委託するシステムを構築する。</p> <p>③「<u>地域再生支援チーム</u>」の設置 地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場を活用し、地方ブロックごとに「地域再生支援チーム」を設置するとともに、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。</p> <p>④<u>地域づくり支援室</u>などアドバイザー機能の強化 教育、文化及びスポーツの振興による地域づくりを推進するために平成16年1月に設置した「地域づくり支援室」において、人づくりを通じた地域づくりのための新たな支援策の企画・立案、地方公共団体等からの相談の対応や要望等の把握、専門家の派遣、関係機関との仲介支援、取組の全国的普及等を実施する。また、教育、文化及びスポーツによる地域づくりを支援するワンストップサービスセンターとして、いつでも相談等に対応できる総合窓口としての機能を果たす。</p> <p><b>(4)地域の基幹産業の再生</b></p> <p>公共事業が縮減し、農業の担い手が減少しているなかで、地域の基幹産業である建設業の経営革新や農林水産業の再生、更に都市と農山漁村の共生・対流等を促進する。また、地域における既存の中小企業への支援や、地域発ベンチャーを育成する。</p> <p>①<u>建設業の新分野進出など経営革新の促進</u></p> <p>(ア)<u>構想策定段階からの総合的な情報提供</u> 地方整備局等ごとに設置された建設産業再生協議会において、関係行政機関、地方公共団体、建設業者団体等と連携・協力して新規参入分野における市場の動向、規制等の制度、公的融資・助成金等の支援措置等について総合的な情報提供を行う。</p> <p>(イ)<u>「企業連携・新分野進出モデル事業」の積極的な活用</u> 地域再生計画に盛り込まれた建設業の新分野進出や資機材の共同購入等将来的に企業組織・資本の統合に繋がる可能性の高い企業連携の取組について、「企業連携・新分野進出モデル事業」を積極的に活用することにより支援する。</p> <p>(ウ)<u>アドバイザーの派遣</u> 地域再生計画に従って新分野進出等経営革新を行おうとする企業に対し、地方整備局等ごとに確保・要請する専門家(建設業再生アドバイザー)を派遣する。</p> <p>(エ)<u>各種支援措置の重点実施</u> 建設業の新分野進出などの取組の円滑な実施を図るため、構造改革特別区域制度等の積極的な活用を図る。</p> <p>(オ)<u>建設業の新分野進出等を促進するための関係省庁連携会議の開催</u> 建設業の新分野進出及び進出分野での建設業の人材・能力の活用の促進について協議するための関係省庁の連携会議を開催する。</p> <p>②<u>農林水産業の再生</u></p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	①	「地域再生推進のためのプログラム」等の推進
<p><u>(ア)林業・水産業等の連携</u>  平成16年度から、森林・林業関係者と漁業関係者の参画の下、豊かな海を育む森林の整備と漁場環境の改善にかかる施策を一体的かつ総合的に実施するとともに、地域で生産される間伐材等の木材資源について魚礁等への活用を推進する。なお、間伐材等の木材を活用した魚礁の整備に当たっては、技術の集積や普及を図る上で有効である事業をモデル的に実施する。</p> <p><u>(イ)鳥獣被害への対策の強化</u>  都道府県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務処理については、地方分権の推進を図る観点から地域の実情に応じて適切に市町村へ移譲されるよう通知を发出する。また、県境を越えて行動するカワウの管理体制の確立について、被害が生じている地域を念頭に国が広域的かつ詳細な基本指針を示し、その下で関係する都道府県が協力してそれぞれが地域の実情に合わせて実施できるよう関係都道府県に通知する。</p> <p><u>(ウ)農業法人等に対する出・融資の一体的提供</u>  農業法人等の経営改善を支援するため、農業法人等に対して、経営改善に必要な出資と制度資金（農業近代化資金・農林公庫資金・農業改良資金）の融資の一体的提供を円滑に行うための体制を整備する。</p> <p><b>③都市と農山漁村の共生・対流の推進</b></p> <p><u>(ア)都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化</u>  関係各省連携の下、平成16年度において、「政策群」に位置づけて取り組むとともに、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各省連携して都市と農山漁村の共生・対流関連施策に関する情報を取りまとめ、地方公共団体に提供する。</p> <p><u>(イ)市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化</u>  レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培のために農地を貸し付ける市民農園において、自家消費量を超える農作物の収穫が得られた場合の取扱いなど、農作物の販売が可能な範囲に関して通知する。</p> <p><b>④中小企業の挑戦・再生の支援等</b></p> <p><u>(ア)がんばれ！中小企業ファンドの組成促進</u>  中小企業総合事業団と目利き能力やネットワークを有する民間パートナーが連携してファンドを組成し、地域経済の核となっている既存中小企業の新事業展開への挑戦を、事業化に至るまで手作りで一貫して支援する。</p> <p><u>(イ)地域中小企業再生ファンドの組成促進</u>  中小企業総合事業団が地域金融機関などとともにファンドを組成し、中小企業再生支援協議会と連携しつつ、地域の中小企業の再生を財務面から支援する。</p> <p><u>(ウ)「新創業融資制度」の貸付限度額拡充</u>  ビジネスプランの審査により無担保・無保証・本人保証も無しで融資を行う国民生活金融公庫の新創業融資制度について、貸付限度額を引き上げる。</p> <p><u>(エ)中小企業再生支援協議会等による企業再生推進のための環境整備</u>  貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、株式会社整理回収機構や中小企業再生支援協議会が策定支援した事業再生計画についても、産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者の事業再生計画と、原則として同様に扱う。</p> <p><b>⑤コミュニティ・サービス事業の活性化支援</b>  コミュニティ・サービス事業への制度融資、アドバイザー派遣や相談会の開催等、地方公共団体による取組を支援する。</p> <p><b>⑥知的財産の活用による地域産業の活性化</b>  地域における産学官連携によって生み出された特許等の知的財産や、各地域に存在する未利用特許等の知的財産（特許のみで30万件以上）につき、地域内外のニーズに応じて活用を進め、個々の企業の新たな事業展開に結び付けることを通じて、地域産業の活性化を図る。</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	①	「地域再生推進のためのプログラム」等の推進
(5)地域観光の活性化等		
<p>地域の独自のコンセプトを活かしつつ、観光客にやさしい案内標識を実現することや、歴史や文化等を活かした良好な景観やまちなみの形成等、地域再生の起爆剤として地域観光の活性化を支援する。また、観光振興や地域住民の足の確保等の観点から、地域交通の再生に資する施策を実施する。</p>		
①案内標識に関するガイドラインの策定		
<p>道路、河川、公園、交通機関、観光施設等に設置されている案内標識等に関して、景観への配慮方策、外国語表記法等のルール化が望ましい事項について、「観光活性化標識ガイドライン」を取りまとめる。また、観光振興の観点から、当該ガイドラインに基づき、外国人にも分かりやすく景観に配慮した案内標識を、各事業実施主体が統一的に整備する。</p>		
②良好な景観・まちなみ形成の実現		
(ア)良好な景観形成の推進		
<p>都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観に関する基本理念及び国等の責務を定め、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構による支援等の仕組みを創設するとともに、屋外広告物を規制する仕組みの充実を図る。また、良好な都市環境と都市景観の形成を図るため、都市の緑地の保全、緑化、都市公園整備を一層促進させるための制度の充実を図る（「景観法案」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律案」）。</p>		
(イ)路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生		
<p>地域の歴史文化を継承するため、4mに満たない路地に面する場合でも、地方公共団体の条例で建築物の安全上の条件を付して、建築物の増改築等を可能とするとともに、各種事業制度等により、美しいたたずまいの保全・再生を積極的に推進する。</p>		
③「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実		
<p>地域再生の起爆剤となるような地域観光を活性化していくためには、ソフトインフラとして「ひと（人材）の育成」と「情報の発信」が重要である。このため、「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」を充実する以下の措置を講じる。</p>		
(ア)魅力的な観光地づくりの基盤となる人材の育成		
<p>観光カリスマによる観光地づくりの核となる人材の育成を図るとともに、外国人対応の観光案内所のサービスの充実に資する人材を育成するための外国人対応マニュアルの作成や研修を実施する。</p>		
(イ)観光地づくり・観光客の利便に資する情報提供		
<p>魅力ある地域づくりを推進するとともに、観光客に地域の魅力を発信するため、各地のボランティアガイドのサービス内容、先進的なNPO活動等に関する情報提供を推進するとともに、地域づくりに豊富なノウハウを持つ人材、地域づくりの先進事例、各種支援措置等の情報提供を強化する。</p>		
④地域交通の再生		
<p>地域住民の足の確保、観光振興等の観点から、地域における多様なニーズに対応した「地域・利用者でつくりあげる地域交通」を支援していくため、以下のような規制の弾力化措置等のメニューを拡充する。</p>		
(ア)「地域・利用者でつくりあげる地域交通」を実現するために地域の関係者が議論する「地域交通会議（仮称）」を設置		
(イ)コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等		
(ウ)観光客向けタクシー運賃設定の一層の弾力化		
(エ)島しょ部におけるタクシーの参入要件の見直し		
(オ)観光振興目的の航路等について輸送需要に応じたダイヤの設定等		
(カ)NPO等によるボランティア輸送の全国展開		
(キ)カーシェアリングの推進に必要な関連規制の見直し等		
(ク)観光推奨バス路線指定制度の活用		
⑤エコツーリズムの推進		
<p>平成16年度よりエコツーリズムの普及・定着を目的としたモデル事業を実施し、関係府省と連携した集中的な施策を展開する。また、エコツーリズム推進のための基本的なポイントをまとめたマニュアルの作成</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	①	「地域再生推進のためのプログラム」等の推進
<p>やツアー情報の提供などエコツーリズムの推進に取り組む地域に対する支援を行う。</p>		
<p><b>(6)地域のIT化・バリアフリー化</b></p>		
<p><b>①地域イントラネット基盤施設整備事業等の拡充</b>  地域の公共施設間を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を促進するため、地域イントラネット基盤施設整備事業等について、あらかじめケーブルテレビ（地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。）への開放を目的とする整備を可能とする。</p>		
<p><b>②移動通信用鉄塔施設整備事業の補助対象拡充</b>  携帯電話の利用可能な地域の拡大を図るため、移動通信用鉄塔施設整備事業について、携帯電話基地局から同一市町村のアクセスポイントまでの有線設備（光ケーブル）を補助対象に加える。</p>		
<p><b>③ロボット実証実験における特定実験局開設</b>  実験局に係る申請から免許までの期間短縮及び特定実験局開設者の経済的負担の軽減により、電波の逼迫対策の推進及び産業の活性化に資するため、既設無線局への混信が発生しないこと等を前提として、免許期間を短期間（1～2年）に限定した特定実験局制度を実施する。</p>		
<p><b>④管理用光ファイバーの地域再生への活用</b>  (ア)直轄区間に約2.7万kmある光ファイバー資源を、地域再生に最大限活用できるようにするため、地域における光ファイバーの整備状況と民間への開放区間が一目でわかる「地域光ファイバー開放区間マップ」を新たに作成し、迅速に公表する。  (イ)申請手続きの迅速化  申請手続きについて、現在は、開放区間の公表から説明会開催まで、約半年間要しているが、これを2ヶ月程度短縮し4ヶ月程度にする。</p>		
<p><b>⑤駅・まちバリアフリーに関する総合的な構想の策定</b>  交通バリアフリー法に基づき市町村が策定する基本構想について、重点整備地区内の建築物も含めた一体的なバリアフリー対応について基本構想策定の際に配慮されるよう、基本方針を改正しその旨を明確化するほか、市町村に対して建築物、公園等を含めた一体的な整備に係る情報提供等を行うことなどにより、旅客施設及び道路等に加えて建築物、公園などの施設も含めた総合的な構想づくりを促進する。</p>		
<p><b>⑥駅・まちバリアフリー関連の情報の提供</b>  各地方公共団体におけるバリアフリー環境の整備状況に関する現状を総合的に指標化したバリアフリー指標の取りまとめ及び公表を行うとともに、各地域における駅、歩行空間、建築物、公園等のバリアフリー化に係る先進的事例に関する情報を提供する。</p>		
<p><b>(7)地域再生実験の推進</b>  それぞれの地域における特性等を活かした各種の先進的な地域事業について、「地域再生実験」として、積極的に推進する。</p>		
<p><b>①ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施</b>  認定地域再生計画に係る実験で、道路、地域交通の実験において設定した実験のテーマ及び内容に合致するものについて重点的な支援を行うよう配慮する。</p>		
<p><b>②バイオマスタウン構想（仮称）の実現に向けた取組み</b>  地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想（仮称）について、関係省が一体となった支援の手法を検討する。また、支援の成果等をバイオマス情報ヘッドクォーターなどにより情報提供する。</p>		
<p><b>③地域通貨モデルシステムの導入支援</b>  地域通貨モデルシステムの開発・実証事業を実施するとともに、開発した地域通貨モデルシステムを地方公共団体に無償で配布する。実証実験の実施箇所の選定については、地域再生計画に同事業を位置づけて申請を行う地方公共団体の中から決定する。</p>		
<p><b>(8)支援施策の連携・集中</b></p>		



分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	①	「地域再生推進のためのプログラム」等の推進
<p>府省ごとに縦割りになっている各種の支援施策について、地域が様々なニーズや課題に応じて地域の特色を活かしながら効率的・一元的に推進できるようにするため、地域主導による各種施策の一元的な推進を図る。また、府省ごとに各地域において行われる地域再生に関連する施策について、関係府省の協力を得つつ、地域再生計画が認定された地域を重点的に支援するよう配慮するなど施策の集中を行う。</p> <p><b>①「まちづくり交付金」等の積極的活用</b></p> <p>従来補助金とは全く異なる、市町村の自主性や裁量性を追及した「まちづくり交付金」を創設し、認定計画のプロジェクトに対しても積極的に活用できるようにする。また、「まちづくり交付金事業」について、認定計画のプロジェクトに対しても積極的に活用できるよう個別事業の実施を地方の自由裁量に委ね、国はパッケージとしての計画目標の達成度を事後評価する仕組みに改革する。</p> <p><b>②地域再生雇用支援ネットワーク事業による集中的な支援</b></p> <p>地域再生に取り組む市町村・都道府県に対して雇用面から総合的に支援を行う事業として「地域再生雇用支援ネットワーク事業」を実施する。</p> <p><b>③環境と経済の好循環のまちモデル事業の実施</b></p> <p>環境を保全することで経済も活性化する地域づくりを促すため、全国のモデルとなるような地域の主体的な環境と経済の好循環のまちづくりへの支援措置を創出する。対象地域の選定に際しては、地域再生計画の申請、認定状況等を本モデル事業の選定委員に情報提供し、本事業が認定計画のプロジェクトでも積極的に活用されるよう適切な配慮を行う。</p> <p><b>(9)政策金融等の利便性の向上</b></p> <p>政策金融等の利便性の向上を図り、地域経済に密着し、今後も重要な役割を担う事業者等に対する円滑な資金供給の確保に努める。</p> <p><b>①日本政策投資銀行の低利融資</b></p> <p>地域再生計画に合致し償還確実性が見込まれる事業については、民間金融機関とも協調しつつ、より一層の低利融資により対応することができる地域再生支援制度を新たに創設する。</p> <p><b>②中小企業向け政府系金融機関による「金融環境変化対応資金」の融資条件の緩和に向けた取り組み</b></p> <p>地域の信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあるものとして、いわゆる金融危機対応の破綻処理が行われた金融機関に係る、中小企業向け政府系金融機関の金融環境変化対応資金について、リスクに見合った上乗せ金利を付すこと等による融資条件の緩和に向け、提案者の協力を得て、リスクデータの蓄積・分析に取り組む。</p> <p><b>③コミュニティ・ファンドの形成支援</b></p> <p>コミュニティ・サービス事業に融資等を行うコミュニティ・ファンドを形成するため、公益法人等に出資・貸付を行う地方公共団体を支援する。</p> <p><b>(10)地域再生の推進に資する法案</b></p> <p>地域からの提案の実現にも資する、以下の法案については、地域再生の推進の観点からも、政府として今通常国会においてできるだけ早期の成立を期する。</p> <p>①地方自治法の一部を改正する法律案(市町村が都道府県知事の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することができるよう要請することを可能とする等)</p> <p>②地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案(任期付短時間職員の任用を可能とすることを含む地方公務員の任用・勤務形態の多様化)</p> <p>③市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案等(合併時の特例として、一定の要件を満たした場合に、旧市町村の区域を単位として、その住居を表示する際に、「区」の名称を冠することを可能とする等)</p> <p>④青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、就農資金の貸付けを可能とする等)</p> <p>⑤国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(まちづくり交付金創設、まちづくりに関する市町村の権限拡充)</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	①	「地域再生推進のためのプログラム」等の推進
<p>⑥景観法案(良好な景観の形成に関する基本理念及び国・国民等の責務の明確化、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における規制等)</p> <p>⑦景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(建築物に関する制限の緩和、市町村による屋外広告物条例の制定、屋外広告物の許可対象区域の全国拡大、簡易除却の対象となる屋外広告物等の追加等)</p> <p>⑧都市緑地保全法等の一部を改正する法律案(立体都市公園制度の創設、多様な主体による公園管理の仕組みの整備等)</p> <p>⑨海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案(内航海運業法の改正による参入時の許可制から登録制への移行等)</p>		
<p>17年度以降</p> <p>○引き続き、地域経済の活性化と地域雇用の創造の実現に向けた地域再生に関する施策を推進。</p>		